

ジェットロ越境 EC 支援事業のパートナーの募集に係る要項（募集要項）

2026 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェットロ）

デジタルマーケティング部 EC ビジネス課

1. 目的、趣旨

官民の様々な支援機関等が協力し越境 EC で直面する日本企業の様々な課題に対応できる支援の受け皿を整備、充実させることで、日本企業の越境 EC を活用した海外展開を促進すること。本趣旨に賛同し、ご協力いただけるサービス事業者をジェットロの越境 EC 支援事業のパートナーとして登録しジェットロや中小機構又は自治体等のジェットロの連携先と共に企業の課題に対応する。

2. パートナーに期待する役割

パートナーは、以下の役割を果たすよう努めるものとします。

- ジェットロの越境 EC 支援事業の支援先企業※に対するサービスの提供（有償、無償問わず）
- ジェットロ本部、大阪本部、国内事務所が、越境 EC をテーマに実施するセミナーやワークショップ、スキルアップ支援プログラムへの講師派遣や業務の受託等
- 越境 EC の促進に寄与するサービスの開発や改善に向けた取組の推進
- ジェットロやジェットロの連携先支援機関等との共同プロジェクトの企画提案及び実施
- ジェットロやジェットロの連携先支援機関等への助言や取り組むべき施策の提起等

3. パートナーとの連携強化を図るためにジェットロが実施すること

ジェットロは、以下の役割を果たすよう努めるも

のとします。

- パートナーのサービスを支援先企業に紹介
紹介方法は、企業からの個別の相談や要請に基づいて、支援先企業が抱える課題に対応するサービスをジェットロ側で抽出し、支援先企業に紹介します。
- ジェットロ本部、大阪本部、国内事務所が、越境 EC をテーマに企画するセミナーやワークショップ、スキルアップ支援プログラムへの講師派遣の打診
- パートナーが実施又は参加するイベントやキャンペーン、サービスの提供に係る特典情報、パートナーがネット上で提供する越境 EC に役立つコンテンツを支援先企業に案内
案内方法は、支援先企業に対する個別案内、又は、メール配信や各事業サイトにおけるお知らせコーナー等を通じた事業参加者向けの一斉通知によります。
案内はパートナーからの依頼や打診に基づいて行うものとします。
ただし、趣旨や目的、内容によっては案内を行わない場合もあるほか、案内を行う条件として、利用企業の一覧や報告書又はアンケートの提出を要件とする場合があります。個別判断とさせていただきます。

なお、ジェットロからの紹介や案内をきっかけに発生する取引は紹介先とパートナー双方の判断と責任の下に行っていただきます。損害等が生じた場合でも、ジェットロは一切の責任を負いません。

※ジェットロが実施する米国及び英国アマゾンを活用した「Japan Store」出品支援事業、オンライン展示会出展支援事業の参加者のほか、ジェットロ本部、大阪本部、国内事務所が支援または相談対応を行う越境 EC に取り組む事業者を含みます。

4. パートナーの資格要件

パートナーは、以下の資格要件を満たすものとします。

- 越境 EC に取り組んでいる事業者が抱える課題やニーズに即したサービスを有し、具体的なソリューションとして提供できるサービス事業者であること
- 越境 EC 等の活用を通じた日本企業の成長・発展に向けた貢献意欲があり、積極的に貢献する意思があること
- ジェトロが行う越境 EC 支援事業に対し積極的に協力する意欲、意思があること
- 中小機構の EC 活用支援パートナーとして登録されていること
- 過去に行政処分・指導、刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）
- 第三者と紛争中又は係争中でないこと
- 反社会的勢力、またはこれに類似する法人ではないこと
- 公序良俗に反する業務を行っていないこと
- 過去にジェトロ事業への参加や協力の実績のある場合、参加や協力姿勢、事務手続きなどに重大な問題を起こしていないこと
- ジェトロやジェトロの支援先からの問い合わせに対応を行える体制があること
- ジェトロの名称を勝手に使用、ジェトロの社会的評価・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為を行わないことを保証すること
- ジェトロの支援先に意思に反した過度な営業行為を行わないことを保証すること

5. パートナー登録

パートナーは申込による登録制とし、登録の可否をジェトロにおいて審査・決定するものとします。申込フォームに必要事項を記載の上、申込をお願いします。

パートナーに登録後、登録内容に変更があった場合は、速やかに事務局までご連絡をお願いします。

パートナーとしての登録期間は登録された年度（翌年度以降も継続の場合は継続の登録が行われた年度）の末日までとします。

6. パートナー登録の取り消し

ジェトロは以下の場合には、登録を取り消すことができるものとします。

- 登録企業から登録取消しの申し出があったとき
- 資格要件を満たしていないことが判明した、又は、ジェトロが判断した場合
- 登録企業が法令、社会常識に反する行為を行っているとしてジェトロが判断したとき
- その他ジェトロが必要と認めた場合

ジェトロがパートナー登録を解除した場合、パートナーは解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェトロに請求できないことといたします。

以上